

報告第12号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成21年11月30日

北本市長 石津賢治

専 決 処 分 書

次のとおり和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 相 手 方

2 事故の概要

平成21年9月25日（金）午後4時30分ごろ、北本市立北本中学校グラウンドでソフトボール部の打撃練習中に、バッティングマシンの操作誤りによりボールがフェンスを越え、市道6390号線を走行中の車を損傷させたもの

3 損害賠償の額 金131,954円

平成21年11月6日

北本市長 石 津 賢 治